

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日  
京都市条例第105号）（都市計画局都市企画部都市づくり推進課）

次のとおり、京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」といいます。）  
について、必要な措置を講じることとしました。

1 作品展示コーナー及び児童室の使用の許可

作品展示コーナー及び児童室を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならぬこととします。

2 指定管理者による管理

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理（1の  
許可に関する事項を含む。）を行わせることとします。

上記1の措置は平成18年1月1日から、上記2の措置は同年4月1日から実施す  
ることとしました。

なお、使用の許可の申請等の準備行為は、上記1の措置の実施前においても行うこ  
とができることとしました。

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第105号

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「及び和室」を「, 和室, 作品展示コーナー及び児童室」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め, 同条第2項中「又は和室」を「, 和室, 作品展示コーナー又は児童室」に改める。

第2条 京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め, 同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め, 同条を第11条とする。

第9条を第10条とし, 第8条を第9条とし, 第7条を第8条とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め, 同条第2項中「市長」を「指定管理者」に, 「第5条」を「第6条」に, 「をした」を「がされた」に改め, 同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め, 同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め, 「ときは」の右に「, 市長の承認を得て」を加え, 同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条の規定 平成18年1月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他作品展示コーナー及び児童室を供用するために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市景観・まちづくりセンター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都市景

観・まちづくりセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 4 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

(都市計画局都市企画部都市づくり推進課)